

付 議 第 4 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の室戸市の項を次のように改める。

室戸市	中川内小学校	昭和34年4月1日
	中川内中学校	〃

別表第1の1級の宿毛市の項を削り、同表の1級の土佐清水市の項を次のように改める。

土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日
	窪津小学校	平成28年4月1日
	足摺岬小学校	平成2年1月1日
	貝ノ川小学校	昭和34年4月1日
	布中学校	〃
	下川口中学校	昭和47年5月1日
	貝ノ川中学校	昭和34年4月1日

別表第1の1級の安芸郡の東洋町の項を次のように改める。

東洋町	甲浦小学校	平成2年1月1日
	甲浦中学校	〃
	野根中学校	〃

別表第1の1級の高岡郡の越知町の項を削り、同表の1級の高岡郡の津野町の項及び1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

津野町	精華小学校	平成28年4月1日
	中央小学校	平成17年2月1日
	東津野中学校	〃
	葉山中学校	平成28年4月1日
	津野町立東津野学校給食センター	平成17年2月1日
四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
	若井川小学校	平成18年3月20日
	家地川小学校	〃
	大奈路小学校	〃
	北ノ川小学校	〃
	十川小学校	〃

昭和小学校	平成22年4月1日
北ノ川中学校	平成18年3月20日
十川中学校	〃
昭和中学校	平成22年4月1日
四万十町立十和学校給食センター	〃

別表第1の2級の項中

「

安芸市	上尾川小学校 上尾川中学校	昭和34年4月1日 〃
-----	------------------	----------------

」

を

「

室戸市	佐喜浜小学校 佐喜浜中学校 室戸市東部学校給食センター	平成28年4月1日 〃 〃
安芸市	上尾川小学校 上尾川中学校	昭和34年4月1日 〃
土佐清水市	下川口小学校	平成28年4月1日

」

に、

「

土佐郡	大川村	大川小学校 大川中学校	平成22年4月1日 〃
吾川郡	いの町	本川小学校 長沢小学校 中追小学校 上東小学校 本川中学校 中追中学校	平成16年10月1日 〃 〃 〃 〃 〃

」

を

「

安芸郡	東洋町	野根小学校	平成28年4月1日
土佐郡	大川村	大川小学校 大川中学校	平成22年4月1日 〃
吾川郡	いの町	本川小学校 長沢小学校 中追小学校 上東小学校	平成16年10月1日 〃 〃 〃

」

		本川中学校 中追中学校	〃 〃
高岡郡	四万十町	興津小学校 興津中学校	平成28年4月1日 〃

に改め、同表中

4級	宿毛市	沖の島小学校 沖の島中学校 宿毛市立沖の島学校給食センター	平成16年4月1日 〃 〃
----	-----	-------------------------------------	---------------------

を

4級	宿毛市	沖の島中学校	平成16年4月1日
5級	宿毛市	沖の島小学校 宿毛市立沖の島学校給食センター	平成28年4月1日 〃

に改める。

別表第2の宿毛市の項及び土佐清水市の項を次のように改める。

宿毛市	橋上中学校	平成28年4月1日
土佐清水市	中浜小学校 益野小学校 三崎小学校	平成28年4月1日 平成8年1月1日 平成2年1月1日

別表第2の吾川郡のいの町の項を次のように改める。

吾川郡	いの町	吾北小学校 三瀬中学校 いの町立吾北給食センター	平成23年4月1日 平成16年10月1日 平成28年4月1日
-----	-----	--------------------------------	--------------------------------------

別表第2の高岡郡の津野町の項及び幡多郡の三原村の項を削る。

別表第3中

土佐清水市	中浜小学校	平成22年4月1日
四万十市	西ヶ方小学校 西土佐小学校 西土佐中学校	平成22年4月1日 平成24年4月1日 平成22年4月1日

を

宿毛市	橋上小学校	平成28年4月1日
土佐清水市	下ノ加江小学校	平成28年4月1日
四万十市	西ヶ方小学校	平成22年4月1日

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び主な内容

この規則は、へき地教育振興法施行規則（昭和 34 年文部省令第 21 号）第 13 条第 1 項の規定に基づくへき地等学校等に係る指定級地の見直し及び現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正をしようとするものである。

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表
新 旧

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1(第 2 条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	室戸市	中川内小学校	昭和 34 年 4 月 1 日
		中川内中学校	〃
	安芸市	略	略
	土佐市	略	略
	土佐清水市	布小学校	昭和 34 年 4 月 1 日
		窪津小学校	平成 28 年 4 月 1 日
		足摺岬小学校	平成 2 年 1 月 1 日
貝ノ川小学校		昭和 34 年 4 月 1 日	
布中学校		〃	
四万十市	下川口中学校	昭和 47 年 5 月 1 日	
	貝ノ川中学校	昭和 34 年 4 月 1 日	
安芸郡 東洋町	甲浦小学校	平成 2 年 1 月 1 日	
	甲浦中学校	〃	

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1(第 2 条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	室戸市	佐喜浜小学校	昭和 47 年 5 月 1 日
		三高小学校	平成 22 年 4 月 1 日
		中川内小学校	昭和 34 年 4 月 1 日
		佐喜浜中学校	昭和 47 年 5 月 1 日
		中川内中学校	昭和 34 年 4 月 1 日
		室戸市東部学校給食センター	昭和 49 年 11 月 1 日
	安芸市	略	略
	土佐市	略	略
	宿毛市	橋上中学校	平成 22 年 4 月 1 日
	土佐清水市	布小学校	昭和 34 年 4 月 1 日
		足摺岬小学校	平成 2 年 1 月 1 日
		下川口小学校	〃
		貝ノ川小学校	昭和 34 年 4 月 1 日
		布中学校	〃
四万十市	下川口中学校	昭和 47 年 5 月 1 日	
	貝ノ川中学校	昭和 34 年 4 月 1 日	
安芸郡 東洋町	甲浦小学校	平成 2 年 1 月 1 日	
	野根小学校	〃	

		野根中学校	〃
	馬路村	略	略
吾川郡	いの町	略	略
	仁淀川町	略	略
高岡郡	中土佐町	略	略
	禰原町	略	略
	津野町	精華小学校	平成28年4月1日
		中央小学校	平成17年2月1日
		東津野中学校	〃
		葉山中学校	平成28年4月1日
		津野町立東津野学校給食センター	平成17年2月1日
	四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
		若井川小学校	平成18年3月20日
		家地川小学校	〃
		大奈路小学校	〃
		北ノ川小学校	〃
		十川小学校	〃
		昭和小学校	平成22年4月1日
		北ノ川中学校	平成18年3月20日
		十川中学校	〃
		昭和中学校	平成22年4月1日
		四万十町立十和学校給食センター	〃

		甲浦中学校	〃
		野根中学校	〃
	馬路村	略	略
吾川郡	いの町	略	略
	仁淀川町	略	略
高岡郡	中土佐町	略	略
	越知町	横皇小学校	平成2年1月1日
	禰原町	略	略
	津野町	中央小学校	平成17年2月1日
		東津野中学校	〃
		津野町立東津野学校給食センター	〃
	四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
		若井川小学校	平成18年3月20日
		家地川小学校	〃
		興津小学校	平成22年4月1日
		大奈路小学校	平成18年3月20日
		北ノ川小学校	〃
		十川小学校	〃
		昭和小学校	平成22年4月1日
		興津中学校	〃
		北ノ川中学校	平成18年3月20日
		十川中学校	〃

	幡多郡黒潮町	略		略
2級	室戸市	佐喜浜小学校		平成28年4月1日
		佐喜浜中学校		//
		室戸市東部学校給食センター		//
	安芸市	略		略
	土佐清水市	下川口小学校		平成28年4月1日
	四万十市	略		略
	安芸郡東洋町	野根小学校		平成28年4月1日
	土佐郡大川村	略		略
	吾川郡いの町	略		略
	高岡郡四万十町	興津小学校		平成28年4月1日
興津中学校			//	
幡多郡黒潮町	略		略	
3級	安芸市	略		略
	四万十市	略		略
	安芸郡馬路村	略		略
	吾川郡いの町	略		略
4級	宿毛市	沖の島中学校		平成16年4月1日
5級	宿毛市	沖の島小学校		平成28年4月1日
		宿毛市立沖の島学校給食センター		//

			昭和中学校	平成22年4月1日
			四万十町立十和学校給食センター	//
	幡多郡黒潮町	略		略
2級	安芸市	略		略
	四万十市	略		略
	土佐郡大川村	略		略
	吾川郡いの町	略		略
	幡多郡黒潮町	略		略
	3級	安芸市	略	
四万十市		略		略
安芸郡馬路村		略		略
吾川郡いの町		略		略
4級	宿毛市	沖の島小学校		平成16年4月1日
		沖の島中学校		//
		宿毛市立沖の島学校給食センター		//

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
宿毛市	橋上中学校	平成28年4月1日
土佐清水市	中浜小学校	平成28年4月1日
	益野小学校	平成8年1月1日
	三崎小学校	平成2年1月1日
四万十市	略	略
長岡郡大豊町	略	略
吾川郡いの町	吾北小学校	平成23年4月1日
	三瀬中学校	平成16年10月1日
	いの町立吾北給食センター	平成28年4月1日
高岡郡四万十町	略	略

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
宿毛市	橋上小学校	平成22年4月1日
土佐清水市	下ノ加江小学校	平成22年4月1日
	窪津小学校	//
	益野小学校	平成8年1月1日
	三崎小学校	平成2年1月1日
四万十市	略	略
長岡郡大豊町	略	略
吾川郡いの町	吾北小学校	平成23年4月1日
	三瀬中学校	平成16年10月1日
高岡郡津野町	葉山中学校	平成22年4月1日
	四万十町	略
幡多郡三原村	三原小学校	平成22年4月1日
	三原中学校	//
	三原村学校給食共同調理所	//

別表第3(第4条関係)

特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
宿毛市	橋上小学校	平成28年4月1日
土佐清水市	下ノ加江小学校	平成28年4月1日
四万十市	西ヶ方小学校	平成22年4月1日
吾川郡いの町	略	略
幡多郡大月町	略	略

別表第3(第4条関係)

特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
土佐清水市	中浜小学校	平成22年4月1日
四万十市	西ヶ方小学校	平成22年4月1日
	西土佐小学校	平成24年4月1日
	西土佐中学校	平成22年4月1日
吾川郡いの町	略	略
幡多郡大月町	略	略

へき地学校等見直し結果一覧

市町村名	休校	廃校	校種	学校名	前回(級地)	今回(点数)	今回(級地)	隣接校による調整等	変動
室戸市			小	佐喜浜小学校	1級地	83	2級地		↑
室戸市		●	小	三高小学校	1級地	33	1級地	見直しの結果「1級地⇒特別地」 となるがH27年度末で廃校し室 戸小に統合予定のため、級地の 見直しは行わず指定から除外す	
室戸市			小	中川内小学校	1級地	53	1級地		
室戸市			中	佐喜浜中学校	1級地	84	2級地		↑
室戸市			中	中川内中学校	1級地	48	1級地		
室戸市			調	室戸市東部学校給食センター	1級地	83	2級地	佐喜浜小	↑
安芸市			小	東川小学校	1級地	63	1級地		
安芸市	○		小	古井小学校	3級地		3級地		
安芸市	○		小	上尾川小学校	2級地		2級地		
安芸市	○		小	川北小学校奈比賀分校	1級地		1級地		
安芸市	○		中	東川中学校	1級地		1級地		
安芸市	○		中	古井中学校	3級地		3級地		
安芸市	○		中	上尾川中学校	2級地		2級地		
土佐市	○		小	北原小学校谷地分校	1級地		1級地		
宿毛市			小	橋上小学校	準へき	30	特別地		↓
宿毛市			小	沖の島小学校	4級地	208	5級地		↑
宿毛市			中	橋上中学校	1級地	37	準へき		↓
宿毛市	○		中	沖の島中学校	4級地		4級地		
宿毛市			調	宿毛市立沖の島学校給食センター	4級地	208	5級地	沖の島小	↑
土佐清水市			小	下ノ加江小学校	準へき	34	特別地		↓
土佐清水市	○		小	布小学校	1級地		1級地		
土佐清水市			小	窪津小学校	準へき	61	1級地	H28.4.1から休校	↑
土佐清水市			小	足摺岬小学校	1級地	53	1級地		
土佐清水市			小	中浜小学校	特別地	41	準へき		↑
土佐清水市	○		小	益野小学校	準へき		準へき		
土佐清水市			小	三崎小学校	準へき	43	準へき		
土佐清水市			小	下川口小学校	1級地	81	2級地		↑
土佐清水市	○		小	貝ノ川小学校	1級地		1級地		
土佐清水市	○		中	布中学校	1級地		1級地		
土佐清水市	○		中	下川口中学校	1級地		1級地		
土佐清水市	○		中	貝ノ川中学校	1級地		1級地		
四万十市			小	大用小学校	1級地	65	1級地		
四万十市	○		小	竹屋敷小学校	1級地		1級地		
四万十市	○		小	常六小学校	2級地		2級地		
四万十市	○		小	片魚小学校	2級地		2級地		
四万十市			小	川登小学校	1級地	62	1級地		
四万十市	○		小	勝間小学校	2級地		2級地		
四万十市	○		小	藤ノ川小学校	3級地		3級地		
四万十市	○		小	津野川小学校	1級地		1級地		
四万十市	○		小	大宮小学校	3級地		3級地		
四万十市	○		小	須崎小学校	2級地		2級地		
四万十市	○		小	下家地小学校	1級地		1級地		
四万十市	○		小	西ヶ方小学校	特別地		特別地		
四万十市			小	西土佐小学校	特別地	20	無級地		↓
四万十市	○		小	本村小学校	準へき		準へき		
四万十市			中	大用中学校	1級地	65	1級地		
四万十市	○		中	竹屋敷中学校	1級地		1級地		
四万十市	○		中	片魚中学校	2級地		2級地		
四万十市			中	大川筋中学校	1級地	57	1級地		
四万十市			中	西土佐中学校	特別地	20	無級地		↓
東洋町			小	甲浦小学校	1級地	76	1級地		
東洋町			小	野根小学校	1級地	86	2級地		↑
東洋町			中	甲浦中学校	1級地	76	1級地		
東洋町			中	野根中学校	1級地	76	1級地		
馬路村			小	馬路小学校	1級地	55	1級地		
馬路村			小	魚梁瀬小学校	3級地	122	3級地		
馬路村			中	馬路中学校	1級地	55	1級地		
馬路村			中	魚梁瀬中学校	3級地	122	3級地		
大豊町	○		小	大豊小学校	準へき		準へき		

へき地学校等見直し結果一覧

市町村名	休校	廃校	校種	学校名	前回(級地)	今回(点数)	今回(級地)	隣接校による調整等	変動
大川村			小	大川小学校	2級地	86	2級地		
大川村			中	大川中学校	2級地	76	2級地	大川小(1級→2級)	
いの町	○		小	本川小学校	2級地		2級地		
いの町			小	長沢小学校	2級地	95	2級地		
いの町	○		小	越裏門小学校	3級地		3級地		
いの町	○		小	中追小学校	2級地		2級地		
いの町	○		小	勝賀瀬小学校	1級地		1級地		
いの町	○		小	柳瀬小学校	1級地		1級地		
いの町	○		小	上八川小学校	特別地		特別地	吾北中(無級→特別地)	
いの町	○		小	上東小学校	2級地		2級地		
いの町	○		小	清水第一小学校	1級地		1級地		
いの町	○		小	清水第二小学校	3級地		3級地		
いの町			小	吾北小学校	準へき	40	準へき		
いの町			中	本川中学校	2級地	74	2級地	長沢小(1級→2級)	
いの町	○		中	中追中学校	2級地		2級地		
いの町	○		中	三瀬中学校	準へき		準へき		
いの町			中	吾北中学校	特別地	31	特別地		
いの町			調	いの町立吾北給食センター	無級地	40	準へき	吾北小学校	↑
仁淀川町			小	池川小学校	1級地	50	1級地		
仁淀川町			小	長者小学校	1級地	74	1級地		
仁淀川町			小	別府小学校	1級地	49	1級地		
仁淀川町			中	池川中学校	1級地	50	1級地		
仁淀川町			中	仁淀中学校	1級地	53	1級地		
仁淀川町			調	仁淀川町学校給食共同調理場	1級地	49	1級地	別府小学校	
中土佐町	○		小	矢井賀小学校	1級地		1級地		
中土佐町			小	大野見小学校	1級地	44	1級地	大野見中(準へき→1級)	
中土佐町			中	大野見中学校	1級地	54	1級地		
中土佐町			調	中土佐町立学校給食センター	1級地	44	1級地	大野見小	
越知町	○	●	小	横畠小学校	1級地		1級地	H28.4.1廃校予定のため指定から除外	
橋原町			小	橋原小学校	1級地	52	1級地		
橋原町			中	橋原中学校	1級地	52	1級地		
橋原町			調	橋原町立学校給食橋原共同調理場	1級地	52	1級地	橋原中	
津野町			小	精華小学校	無級地	46	1級地		↑
津野町			小	中央小学校	1級地	63	1級地		
津野町			中	東津野中学校	1級地	62	1級地		
津野町			中	葉山中学校	準へき	48	1級地		↑
津野町			調	津野町立東津野学校給食センター	1級地	62	1級地	東津野中	
四万十町			小	米奥小学校	1級地	61	1級地		
四万十町	○		小	若井川小学校	1級地		1級地		
四万十町	○		小	家地川小学校	1級地		1級地		
四万十町			小	興津小学校	1級地	80	2級地		↑
四万十町			小	田野々小学校	準へき	35	準へき		
四万十町	○		小	大奈路小学校	1級地		1級地		
四万十町			小	北ノ川小学校	1級地	55	1級地		
四万十町			小	十川小学校	1級地	51	1級地		
四万十町			小	昭和小学校	1級地	49	1級地		
四万十町			中	興津中学校	1級地	70	2級地	興津小(1級→2級)	↑
四万十町			中	大正中学校	準へき	35	準へき		
四万十町			中	北ノ川中学校	1級地	65	1級地		
四万十町			中	十川中学校	1級地	46	1級地		
四万十町	○		中	昭和中学校	1級地		1級地		
四万十町			調	四万十町立大正学校給食センター	準へき	35	準へき	田野々小	
四万十町			調	四万十町立十和学校給食センター	1級地	49	1級地	昭和小	
大月町			小	大月小学校	特別地	33	特別地		
大月町			中	大月中学校	特別地	32	特別地		
三原村			小	三原小学校	準へき	29	無級地		↓
三原村			中	三原中学校	準へき	24	無級地		↓
三原村			調	三原村学校給食共同調理所	準へき	29	無級地	三原小	↓
黒潮町			小	拳ノ川小学校	1級地	49	1級地		
黒潮町	○		小	鈴小学校	2級地		2級地		
黒潮町	○		小	馬荷小学校	1級地		1級地		

へき地学校等の級地変更理由

市町村名	学校名	現級地	新級地	理由
室戸市	佐喜浜小学校	1	2	「教員数」の減、「金融機関の統合による距離」の増による距離の増
	佐喜浜中学校	1	2	「金融機関の統合による距離」の増
	室戸市東部学校給食センター	1	2	佐喜浜小学校の級地区分変更による
宿毛市	橋上小学校	準	特	「各要素までのバスの営業距離」の減 「都市近郊距離」の減(中村-宿毛道路開通による)
	沖の島小学校	4	5	「金融機関が島内にないことによる距離」の増、 「遠距離通学児童数」の増
	橋上中学校	1	準	「遠距離通学児童数」の減 「都市近郊距離」の減(中村-宿毛道路開通による)
	宿毛市立沖の島学校給食センター	4	5	沖ノ島小学校の級地区分変更による
土佐清水市	下ノ加江小学校	準	特	「遠距離通学児童数」の減
	窪津小学校	準	1	「教員数」の減
	中浜小学校	特	準	「教員数」の減
	下川口小学校	1	2	「教員数」の減
四万十市	西土佐小学校	特	—	「図書館の開館」、「フロードバンドサービスの利用環境」の改善
	西土佐中学校	特	—	「図書館の開館」、「フロードバンドサービスの利用環境」の改善
東洋町	野根小学校	1	2	「教員数」の減
いの町	いの町立吾北給食センター	—	準	吾北小学校の級地による
津野町	精華小学校	—	1	「バスの運行回数」の減 「各要素までのバスの営業距離」の増
	葉山中学校	準	1	「バスの運行回数」の減 「各要素までのバスの営業距離」の増
四万十町	興津小学校	1	2	「教員数」の減、「各要素までのバスの営業距離」の増
	興津中学校	1	2	興津小学校の級地区分変更による
三原村	三原小学校	準	—	都市近郊調整
	三原中学校	準	—	都市近郊調整
	三原村学校給食共同調理所	準	—	三原小学校の級地区分変更による

【集計結果①】

	現行級地	見直し後	増減
5級	0	2	+2
4級	3	1	-2
3級	8	8	0
2級	16	23	+7
1級	67	60	-7
準へき	16	12	-4
特別地	8	7	-1
計	118	113	

級地の上がる学校	14	内休校中47校
級地の下がる学校	8	
変動のない学校	96	

【集計結果②】見直し後の指定状況の内訳（新たに指定された2校・センターを含む）

	指定数				内休校			
	小	中	調	計	小	中	調	計
5級地	1	0	1	2	0	0	0	0
4級地	0	1	0	1	0	1	0	1
3級地	6	2	0	8	5	1	0	6
2級地	15	7	1	23	9	3	0	12
1級地	35	20	5	60	16	6	0	22
準へき	7	3	2	12	3	1	0	4
特別地	5	2	0	7	2	0	0	2
合計	69	35	9	113	35	12	0	47

※廃校（2）除く

級地の上がる学校		
4級⇒5級	2校	沖の島小学校、宿毛市立沖の島学校給食センター
1級⇒2級	7校	佐喜浜小学校、佐喜浜中学校、下川口小学校、野根小学校、興津小学校、興津中学校、室戸市東部学校給食センター
準 ⇒1級	2校	窪津小学校、葉山中学校
無 ⇒1級	1校	精華小学校
特 ⇒準	1校	中浜小学校
無 ⇒準	1校	いの町立吾北給食センター
合計	14校	

級地の下がる学校		
1級⇒準	1校	橋上中学校
準 ⇒特	2校	下ノ加江小学校、橋上小学校
準 ⇒無	3校	三原小学校、三原中学校、三原村学校給食共同調理所
特 ⇒無	2校	西土佐小学校、西土佐中学校
合計	8校	

※室戸市立三高小学校については、見直しの結果1級から特別地に下がるが、H27度末で廃校となり室戸小学校に統合予定のため、見直しは行わず指定から除外する。

27室学第559号
平成27年12月24日

高知県教育委員会 様

室戸市教育委員会



公立小学校廃止届

下記のとおり公立小学校を廃止しますので、学校教育法施行令第25条の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

記

1. 廃止する学校名 室戸市立三高小学校
2. 廃止年月日 平成28年3月31日
3. 廃止の理由 児童数減少のため、今後の教育内容の充実、教育効果の向上を図ることが困難であると判断し、室戸市立室戸小学校へ統合する。
4. 児童の処置方法 スクールバスの運行によって、室戸市立室戸小学校へ通学する。
5. 添付書類 議決証明(写)

議案第7号

室戸市立学校設置及び管理条例の一部改正について

室戸市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月11日提出

室戸市長 小松 幹 侍

室戸市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

室戸市立学校設置及び管理条例（昭和40年条例第2.8号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の部室戸市立三高小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年9月30日

原案可決

室戸市議会議長 久保八太



本書は原本の写に相違ありません

平成27年12月22日

室戸市議会議長 久保八太



高知県教育委員会 様

高岡郡越知町

越知町長 小田 保 行



公立学校廃止届

高岡郡越知町立横畠小学校を下記のとおり廃止したいので、学校教育法施行令第 25 条第 1 号に基づき関係書類を添えて届出します。

記

1. 学校の名称 高岡郡越知町立横畠小学校
2. 廃止の時期 平成 28 年 4 月 1 日
3. 廃止の事由 本小学校については、平成 15 年 4 月 1 日から休校状態が継続されており、この間再開されるような児童数にも至らず、新規児童の入学については今後においても見込むことはできない状況であるため、管理運営上本校を廃校し、公民館活動の場として提供することが施設の有効活用と社会教育の発展にもつながり最善な措置と考え廃止する。
4. 学校の位置 高岡郡越知町横畠字集議所廻り中部 1847
5. 添付書類
 - (1) 廃止に関する条例の写し(議決原本証明)
 - (2) 位置図

議案第54号

平成27年9月16日
原案通り可決確定

高知県高岡郡越知町
議会議員 齋藤政広
印

越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例について

越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月11日 提出

越知町長 小田保行



越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例

越知町立小学校設置条例(昭和40年越知町条例第22号)の一部を次のように改正する。

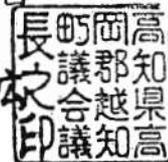
別表横畠小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

この写しは原本と相違ない
ことを証明する。

平成27年11月25日
高知県高岡郡越知町
議会議員 齋藤政広



へき地手当等について

1 概要

(1) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び共同調理場（へき地学校等（1～5級）及び準ずる学校等）に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条）

(2) へき地手当に準ずる手当

へき地学校等（へき地学校、準ずる学校並びに特別の地域にある小学校、中学校及び共同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第15条の2）

2 へき地手当の額

(1) へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	5級地	18%（算定点数：200点～）
	4級地	14%（算定点数：160～199点）
	3級地	7%（算定点数：120～159点）
	2級地	5%（算定点数：80～119点）
	1級地	3%（算定点数：45～79点）
	準ずる学校	1%（算定点数：35～44点）

※省令「25/100を超えない範囲内」

(2) へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から5年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6年目）

※1～5級地、準ずる学校、特別地（算定点数：30～34点）

※省令「4/100を超えない範囲内」

3 へき地の級地

(1) 基準点数と(2)付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化

※6年に1回見直し